

財団法人中央大学の設立

一九一八（大正七）年十二月六日、勅令第三八八号をもって「大学令」が發布された。

この大学令は、第四条に「大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得」と規定し、学制上初めて私立大学の設立を公認した。また、翌年には旧来の「帝国大学令」も修正され、官立の総合大学を対象とした「改正帝国大学令」が發布された。これにより、日本の大学は上記の二勅令による管理を受けることとなる。

当時、私立専門学校の中には、早稲田大学・慶応義塾大学部・明治大学・法政大学等のように、「大学」名称をあえて校名とする学校が存在していた。本学も、〇三（明治三十六）年専門学校令に準拠し、校名を東京法学院大学と改め、二年後には中央大学と改称している。

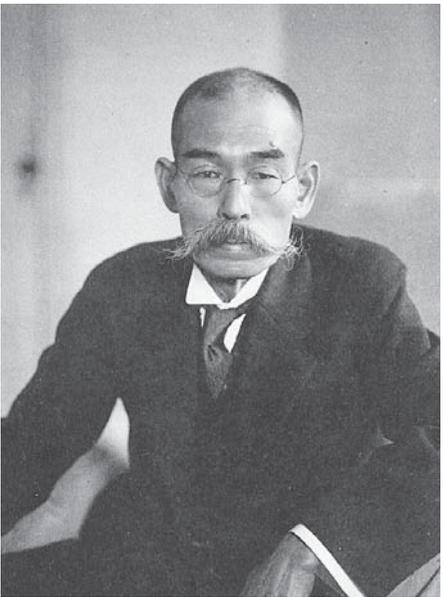
さらに、これと並行して大学本科・予科等も設置され、学科課程の改編も行われている。これらの専門学校

では、教育・施設の充実を図りつつ、大学への「昇格」を強く望んでいたのである。

しかし、大学令に準拠するためには、教育課程に関する規定のほかにも、いくつかの前提条件を満たす必要があった。すなわち、私立大学の設立は、大学自体を財団法人化するのか、学校経営のみを目的とする財団法人が大学を設置するのでない限り、認可されないのである。

しかも、その財団法人は、大学を運営・維持するための基本財産を所有している必要がある、それを現金・国債・有価証券として「供託」しなければならなかった。これらは、私立専門学校にとってかなり厳しい前提条件であった。

とはいえ、〇三年以来「大学昇格」への準備を進めてきた本学にとって、大学令の発布は「昇格」を実現させる絶好の機会となった。大学令が発布されるやいなや、卒業生の親睦会「中央大学同窓而立会」や「学員会臨時



財団法人中央大学理事・学長 岡野敬次郎

総会」等による、財団法人設立と基金募集を求める建議が相次いだ。さらに翌年に入ると、大学令に対応した学制改革を提起した「中央大学学士会」の建議が、学員会理事・評議委員会^で可決されている。

他方、大学側でも、大学令発布直後に社員総会を開き、従来の社団法人を財団法人に改編する件を決議している。その結果、一九一九年七月七日付で財団法人中央大学の設立が認可され、岡野敬次郎・馬場愷治^{（けんじ）}・馬場鏞一^{（ぶんいち）}の

三人が財団法人の理事に、花井卓蔵が監事に就任し、岡野が学長に互選されている。

財団法人の設立を受けて、本学では教職員・卒業生一丸となった募金運動を展開し、ついに、翌年四月十五日大学令に準拠した「中央大学」の設立を認可される。同年二月五日には早稲田大学・慶応義塾がそれぞれ認可を受けており、それに続く快挙であった。

ここに、東京法学院大学以来の宿願であった「昇格」が実現し、財団法人中央大学は、「中央大学」の設立母体として、五一（昭和二十六）年の学校法人中央大学設立に至るまで、同校の運営・維持を担うこととなる。しかし、大学令の第一条に「大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥^{（うんおく）}ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶^{（とうぎ）}及国家思想ノ涵養^{（かんよう）}ニ留意スヘキモノトス」とあるように、同令への準拠は、反面で私立学校独自の教育理念を喪失していく過程でもあった。

東京大学助教授森戸辰男の論文をめぐる弾圧事件で、大学自治解体の契機となった二〇年の森戸事件は、同時にまた、財団法人中央大学による大学経営の前途を暗示する出来事だったのである。